概要版

黒部市障がい者計画

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

1 計画の策定に当たって

■計画の趣旨

平成28（2016）年3月に策定した「障がい者計画（平成28年度～令和2年度）」において、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を踏まえつつ、「共生社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向けて取組を推進してきました。

現行の「障がい者計画（令和3年度～令和7年度）」においても、従来計画の基本理念を継承し、各種施策に取り組んできたところであります。

現在本市では、障がいのある人とその家族の高齢化や核家族化の進展により、いわゆる「親亡き後」の不安を抱える世帯の増加や高齢福祉・児童福祉・保健・医療・教育など幅広い分野にわたる複合的な生活課題を抱える世帯への対応など、障がい者福祉を取り巻く課題は、年々複雑化し、多様化しています。

そこで、本計画は、現行計画における成果と課題、障がい者の状況、国の障害者施策等を踏まえ、障がいのある人を「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、中長期的な視点に立って、近年の社会情勢の変化に適切に対応するとともに、本市の障がい者施策の一層の推進を図るため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの計画を策定します。

■計画の位置付け

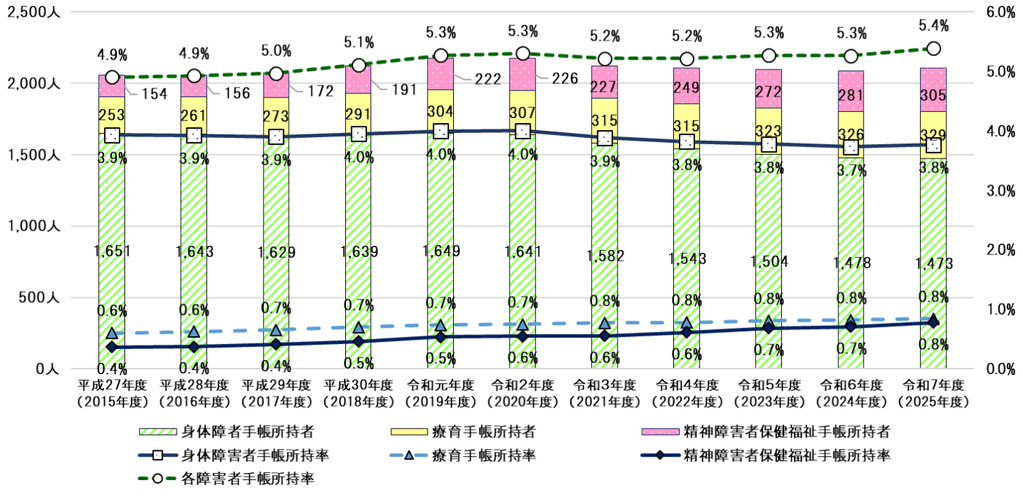
本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定したものであり、本市の障がい者施策全般について、基本的な方向性や取り組むべき施策を示した基本計画として位置付けられます。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」や「富山県障害者計画（第5次）」を基本としつつ、本市の最上位計画である「第2次黒部市総合振興計画後期基本計画」や福祉政策の最上位計画である「第4次黒部市地域福祉計画」で定める基本方針の下、関連する個別計画との整合性を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

■障がい者等の状況

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にあるものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

黒部市の総人口に占める各障害者手帳所持者数と所持率の推移　（各年度４月１日現在）



年齢階層別各障害者手帳別所持者数を5年前（令和2年/2020年）と比較すると、身体障害者手帳の所持者は各年代で減少しています。療育手帳の所持者は、18歳未満を除いた年齢階層で増加が見られ、65歳以上の方の割合が増えています。精神障害者保健福祉手帳の所持者は、18歳から64歳の年齢階層の増加が見られ、5年前（令和2年/2020年）の約1.4倍となっています。

年齢階層別各障害者手帳別所持者数の５年前との比較　（各年度４月１日現在）

区　分		18歳未満	18歳から64歳	65歳以上	合計
身体障害者手帳	令和2年度	25人	367人	1249人	1641人
	令和7年度（増加数／増加率）	19人（△6人／△24.0%）	309人（△58人／△15.8%）	1145人（△104人／△8.3%）	1473人（△168人／△10.2%）
療育手帳	令和2年度	47人	230人	30人	307人
	令和7年度（増加数／増加率）	47人（0人／0.0%）	244人（14人／6.1%）	38人（8人／26.7%）	329人（22人／7.2%）
精神障害者保健福祉手帳	令和2年度	4人	179人	43人	226人
	令和7年度（増加数／増加率）	5人（1人／25.0%）	251人（72人／40.2%）	49人（6人／14.0%）	305人（79人／35.0%）
合　計	令和2年度	76人	776人	1322人	2174人
	令和7年度（増加数／増加率）	71人（△5人／△6.6%）	804人（28人／3.6%）	1232人（△90人／△6.8%）	2107人（△67人／△3.1%）

2 計画の基本的な考え方

■基本理念

本市においては、障害者基本法の理念に基づき、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自立できるよう支援する取組を進めていきます。これを踏まえ、本計画では、次のとおり基本理念を定め、施策を展開します。

> 障がいのある人もない人も、誰もが自立し、
> 互いに人格と個性を尊重し合いながら共生するまち

■障がい者の概念

「障害者基本法」では、障がい者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

そこで、本計画における「障がい者」は、障害者基本法の定義に準拠するほか、「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」として捉え、基本理念の実現を目指します。

3 基本目標と施策区分

基本目標Ⅰ　共生社会を実現するバリアフリー化の推進

市民や企業等の間に障がいや障がいのある人に対する正しい理解が広く浸透し、差別や偏見のない地域づくりに向けて、心のバリアフリーを推進します。

また、情報のバリアフリー化等によるコミュニケーション手段の確保や、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進、住まいの確保や防災対策等に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

■施策区分1　障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の推進 ③地域での交流の推進 ④ボランティア活動の推進

■施策区分2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

①障がいを理由とする差別の解消 ②権利擁護の推進及び虐待の防止

■施策区分3 コミュニケーション支援体制の確立

①情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ②情報アクセシビリティの向上 ③意思疎通支援の充実

■施策区分4 安心して暮らせる生活環境の整備

①住まいの確保・整備の促進 ②人にやさしいまちづくりの整備 ③利用しやすい交通、移動手段の整備

④ユニバーサルデザインの普及 ⑤防災対策の推進 ⑥防犯対策の推進 ⑦感染症対策の推進 ⑧消費者トラブルの防止

基本目標Ⅱ　保健・医療体制の充実

身近な地域で適切な保健や医療、リハビリテーション等の支援を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする障がいのある人や難病患者等に対する在宅医療や医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、心の健康づくりや認知症予防、依存症対策を推進し、精神障がいの予防と適切な保健、医療、福祉サービスの提供を推進します。

■施策区分1　保健・医療施策の充実

①障がいの原因となる疾病の予防と早期発見・早期支援体制の確立 ②保健・医療等の充実 ③精神保健施策の推進

④医療費支援の充実 ⑤保健・医療を支える人材の育成・確保

基本目標Ⅲ　個々のニーズに応じた支援の充実

相談支援体制の強化や保健、医療、福祉、教育等の各分野の連携によるきめ細やかな支援の提供を推進します。

■施策区分1　相談支援体制の整備

①自己決定の尊重及び意思決定の支援 ②相談支援体制の充実

■施策区分2 障がいのある子どもに対する支援の充実

①地域療育体制の整備 ②インクルーシブ教育システムによる特別支援教育の推進 ③教育相談体制の充実

■施策区分3 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

①障害福祉サービスの充実・質の向上 ②障がい特性に応じた専門的支援の充実

③障害福祉サービス事業所の整備の方向と機能の充実・活用 ④福祉を支える人材の育成・確保・定着

基本目標Ⅳ　生きがいのある暮らしの支援

関係機関と連携しながら雇用・就業の促進に取り組むとともに、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

生涯を通じて地域活動やスポーツ、文化芸術活動等の社会活動への参加を支援し、生きがいをもって暮らせる地域づくりを推進します。

■施策区分1　雇用・就労の促進、経済的自立の支援

①就労の支援 ②就労支援事業所等への支援 ③生活の自立に向けた支援

■施策区分2 社会参加活動の推進

①地域活動への参加の促進 ②ボランティア活動の支援 ③スポーツ活動や文化芸術活動の振興 ④障がい者団体等の活動支援

4 基本目標の評価指標

基本目標に掲げる施策の進捗状況を評価するため、新たに次の評価指標を設け、事業の進捗を評価します。

基本目標	評価指標	基準値（R7 年度）	目標値（R12 年度）
基本目標Ⅰ	市民等が障がいのある人の理解を深めることを目的とした交流事業の実施回数（理解促進研修・啓発事業等）	7回	9回
	（新）市民を対象とした、成年後見制度に関する講座の受講者数（累計）	92 人（R6）	450 人
	（新）手話奉仕員の登録者数（累計）	10 人	30 人
基本目標Ⅱ	国民健康保険の特定健康診査受診率（%）	49.5%（R6実施分）	60.0%（R11 実施分）
	国民健康保険の特定保健指導実施率（%）	37.5%（R6実施分）	50.0%（R11 実施分）
	認知症サポーターの養成者数（累計）	4,754 人（R6）	6,440 人
基本目標Ⅲ	指定障害福祉サービス事業所に対する介護人材の確保及び定着を促進する補助金の交付件数（累計）	9件（R6）	20 件
基本目標Ⅳ	障害者優先調達推進法に基づく就労支援事業所等からの優先的な物品等の調達額	10,261,487 円（R6）	10,774,000 円
	（新）障がい者スポーツ大会への出場者数	実人数 23 人	実人数 30 人
	（新）障がい者アート展への出展者数	実人数 194 人	実人数 220 人

5 計画の推進体制

1 推進体制について

市民、企業、行政、関係機関等の協働により、施策の推進に努めます。

2 全庁的な施策の推進

全庁一体となった各種施策の総合的かつ効果的な推進と、障がいのある人に寄り添った施策の推進に努めます。

3 広域的な施策の連携

国、県及び新川圏域の2市2町による広域的な連携と協力による施策の推進に努めます。

4 計画の進捗管理

PDCAサイクルにより、施策の進捗管理を図ります。

発行　市民福祉部 福祉課
〒 938-8555 富山県黒部市三日市 1301 番地
TEL 0765-54-2502